# アップデート 進化する医療制度-

2022年度診療報酬改定(以下、2022年度改定)の「疑義解釈資料(その1) 厚生労働省は2022年3月31日、都道府県などに対し 務連絡が行われています。同改定における個々の診療報酬を理解するには 務連絡を行いました。その後、6月22日までに計14回の疑義解釈資料(その1~ 加 づく見込み

の

 $\underbrace{14}_{\mathcal{O}}$ 

そこで今回は、疑義解釈資料(その1~14)のうち 般性があって特に知っておきたいQ&Aについて 連 !の疑義解釈資料でとり上げられたQ&Aをフォローすることが必要です。

「外来・在宅編」、「入院・横断的事項編」の2つに分けて解説します。

〈外来・在宅編①〉

## オンライン初診: 同日の対面初診は288点のみ

まず、外来に関する疑義解釈資料 のQ&Aから見ていきましょう(【資 料】)。

2022年度改定で、一定の要件のも と、初診からのオンライン診療が可 能となりました。診療報酬点数表で の初診料 (288点) の「注1」にお いては、ただし書きとして「別に厚 生労働大臣が定める施設基準に適合

しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において、 情報通信機器を用いた初診を行った 場合には、251点を算定する」とあ りますが、その251点がオンライン 診療の初診の点数に該当します。

なお、初診料に関して疑義解釈資 料(その1)(以下、「その1」)の Q&Aでは、「情報通信機器を用い た初診を行った結果、続けて対面診 療を行う必要があると判断し、患者 に来院して対面診療を受けるよう指 示し、同日に当該保険医療機関にお いて対面診療を行った場合の初診料 の算定は、どのように考えればよい か」との問いに対し、「初診料288点 のみを算定すること | と回答してい ます。

〈外来・在宅編②〉

## 機能強化加算: ホームページへの掲示も要件

「機能強化加算」については、か かりつけ医機能をより明確にするか たちで見直されました。同加算の施 設基準は、「地域において包括的な 診療を担う医療機関であることにつ いて、当該保険医療機関の見やすい 場所及びホームページ等に掲示する 等の取組を行っていること」との趣 旨で見直しが行われています。

これに関して「その1」のQ&A を見ると、「『ホームページ等に掲示 する等の取組を行っていること』と は具体的にどのようなことを指すの か」との質問に対して、以下のとお り回答しています:

#### 例えば、

- 当該保険医療機関のホームページ への掲載
- 自治体、地域医師会等のホームペ ージまたは広報誌への掲載
- 医療機能情報提供制度等への掲載 等が該当する。

〈外来・在宅編③〉

## リフィル処方箋: 複数の薬剤では分ける場合も

2022年度改定において「リフィル 処方箋」(反復利用できる処方箋) が導入されました。

交付の仕方に関して「その1」の Q&Aでは、「1) リフィル処方を 行う医薬品と行わない医薬品を処方 する場合、2) リフィル処方により

2種類以上の医薬品を投薬する場合 であって、それぞれの医薬品に係る リフィル処方箋の1回の使用による 投薬期間が異なる場合またはリフィ ル処方箋の使用回数の上限が異なる 場合」という2つのケースいずれに おいても、「処方箋を分ける必要が ある」としています。

#### 〈外来・在宅編4〉〉

#### 外来感染対策向上加算: "取組事項"の掲示が必要

2022年度改定では、新型コロナウ イルス感染症も含めた感染症対策と して新たな報酬上の評価が行われて おり、そのひとつが「外来感染対策 向上加算 | (6点、患者ひとりにつ き月1回)です。現時点で、感染対 策向上加算を届け出ることができな い医療機関においては、算定を視野 に入れて検討をする必要があるでし ょう。

また、「感染対策向上加算」は従 前の「感染防止対策加算」の名称が あらためられたものですが、要件の 見直しも行われ、2区分(感染防止 対策加算1・2)から3区分(感染 対策向上加算1・2・3) になると ともに、「指導強化加算」(加算1の 医療機関)、「連携強化加算」、「サー ベイランス強化加算」が新設されて います。

外来感染対策向上加算及び感染対 策向上加算の施設基準に関する「そ の1」のQ&Aのひとつとして「『院 内感染防止対策に関する取組事項を 掲示していること』とされているこ とについて、『具体的にはどのよう な事項について掲示すればよいか』」 という問いがあり、下記のとおり回 答しています:

以下の内容について掲示すること。

院内感染対策に係る基本的な考え

方

- 院内感染対策に係る組織体制、業 務内容
- 抗菌薬適正使用のための方策
- 他の医療機関等との連携体制

#### 〈外来・在宅編⑤〉

## 連携強化診療情報提供料: 診療録への記録が求められる

2022年度改定では、かかりつけ医 等と専門家の連携を推進するための 報酬上の評価が、さまざまになされ ています。

一環として、従前の「診療情報提 供料 (Ⅲ)」の名称を「連携強化診 療情報提供料」に変更し、算定要件 も、たとえば前者では対象患者とし て生活習慣病や妊娠中の人たちを想 定していましたが、後者では、難病 (疑い含む)、てんかん(疑い含む) の患者も対象となりました。

また、「当該患者を紹介した他の 保険医療機関からの求めに応じ、患 者の同意を得て、診療状況を示す文 書を提供した場合」、前者(生活習 慣病の患者など) では患者ひとりに つき「3月に1回」に限り算定でき るとされていたのが、後者では「月 に1回」になるなど、算定上限回数 が変更されています。

連携強化診療情報提供料の算定要 件のひとつとして「当該患者を紹介 した他の保険医療機関からの求めに 応じ」とあることに関して「その1」 のQ&Aを見ると、「『他の保険医療 機関からの求め』については必ず文 書で得る必要があるか」との問いに 対して、「必ずしも文書で得る必要 はないが、他の保険医療機関からの 求めがあったことを診療録に記載す ること(文書で得た場合は当該文書 を診療録に添付することで差し支え ない。) | と回答しています。

#### 〈入院・横断的事項編①〉

#### 急性期充実体制加算: 薬局との関係に注意が必要

次に、主として病院を対象とした 入院に関するQ&Aについて見てい きましょう(【資料】)。

2022年度改定では、新型コロナウ イルス感染症対策において大きな役 割を果たしたことも踏まえ、手術や 救急医療など高度で専門的な医療、 高度急性期医療を提供する体制に対 する評価として「急性期充実体制加 算」が新設されました。

その施設基準は、大学病院クラス であればクリアできる要件が多いと 考えられます。ただし、「特定の保 険薬局との間で不動産取引等その他 の特別な関係がないこと」という項 目には注意が必要です。「その1」 のQ&Aでは、この項目が「具体的 にはどのようなことを指すのか」と の問いに対し、次のとおり回答して

調剤点数表の特別調剤基本料におけ る考え方と同様である。具体的には 次の1) から4) までのいずれにも 該当しない場合を指す。

- 1) 保険医療機関が当該保険薬局と 不動産の賃貸借取引関係にある 場合
- 2) 保険医療機関が譲り渡した不動 産(保険薬局以外の者に譲り渡 した場合を含む。) を当該保険 薬局が利用して開局している場
- 3) 保険医療機関に対し、当該保険 薬局が所有する会議室その他の 設備を貸与している場合
- 4) 当該保険薬局が保険医療機関か ら開局時期の指定を受けて開局 している場合

これまで中央社会保険医療協議会 でも、いわゆる「敷地内薬局」が問



#### 【資料】2022年度診療報酬改定の「疑義解釈資料(その1~14)」におけるQ&A一覧

#### 〈外来・在宅編〉

Q&Aの基となる診療報酬等の項目*1 Q&Aの 件数	Q&Aの <u></u> 生数	掲載されている 疑義解釈資料	
	IT ØX	資料名*2	ページ*3
初診料(情報通信機器を用いた場合)	1	その1	医-1
連携強化診療情報提供料	1	その1	医-45
電子的保健医療情報活用加算	3	その1	医-11
電子的保健医療情報活用加算	1	その7	医-1
電子的保健医療情報活用加算	1	その12	医-3
生活習慣病管理料	1	その1	医-44
成育連携支援加算	2	その1	医-35
成育連携支援加算	1	その6	医-2
診療情報提供料(I)	1	その1	医-45
小児科外来診療料	1	その1	医-40
初診料、外来診療料	5	その1	医-1
外来腫瘍化学療法診療料	11	その1	医-41
外来腫瘍化学療法診療料	3	その3	医-2
外来腫瘍化学療法診療料	1	その14	医-1
外来在宅共同指導料	1	その1	医-49
外来管理加算	1	その1	医-11
外来感染対策向上加算、感染対策向上加算	24	その1	医-3
外来感染対策向上加算、感染対策向上加算	1	その4	医-1
外来感染対策向上加算、感染対策向上加算	3	その6	医-1
外来感染対策向上加算、感染対策向上加算	4	その10	医-1
外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料	1	その1	医-39
外来栄養食事指導料	6	その1	医-38
リフィル処方	2	その1	医-66
サーベイランス強化加算(外来感染対策向上加算、感染対策向上加算)	1	その8	医-1

こころの連携指導料(I)	3	その1	医-44
機能強化加算	1	その1	医-2
アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料	2	その1	医-40
在宅療養支援病院	1	その1	医-46
在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料	7	その1	医-46
外来在宅共同指導料	1	その1	医-49
訪問看護指示料	1	その1	医-49
一般不妊治療管理料	12	その1	不妊-1
生殖補助医療管理料	27	その1	不妊-4
〈入院・横断的事項〉			
療養病棟入院基本料、回復期リハビリテー ション病棟入院料	1	その1	医-14
療養病棟入院基本料	4	その1	医-13
入退院支援加算	1	その1	医-27
入院栄養管理体制加算	4	その1	医-15
特定集中治療室用の重症度、医療・看護 必要度	3	その1	医-27
特定集中治療室用の重症度、医療・看護 必要度	1	その12	医-2
特定集中治療室管理料	1	その1	医-29
特定集中治療室管理料	1	その8	医-2
特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	3	その1	医-37
地域包括ケア病棟入院料	1	その1	医-36
地域包括ケア病棟入院料	1	その7	医-1
短期滞在手術等基本料	1	その1	医-37
短期滞在手術等基本料	2	その7	医-4
早期離床・リハビリテーション加算	4	その1	医-29

出典:厚生労働省「令和4年度診療報酬改定について」第3 関係法令等 [事務連絡] (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\_00037.html) をもとに作成

早期離床・リハビリテーション加算

題視され、議論がつづけられているだけに、多くの病院関係者は前述のQ&Aの趣旨を知っておくべきでしょう。

〈入院・横断的事項編②〉

## 医師事務作業補助体制加算1: 他施設の勤務経験の通算不可

昨今、行われている各種調査で、 医師の負担軽減に医師事務作業補助 者の配置が有効であるとの報告がな されています。

そこで2022年度改定では、「医師 事務作業補助体制加算(1、2)」 が引き上げられるとともに、同加算 1の施設基準が見直されました。具 体的には、従前の要件が削除され、 その代わりに「当該保険医療機関に おける3年以上の勤務経験を有する 医師事務作業補助者が、それぞれの 配置区分ごとに5割以上配置されて いること」という要件が設けられま した。

この「3年以上の勤務経験」に関し、「その1」のQ&Aでは、「1)他の保険医療機関での勤務経験を通算することは可能か、2)雇用形態(常勤・非常勤等)にかかわらず勤務経験を通算することは可能か」、

との問いに対し、「1)不可」、「2) 可能」と回答しています。

その6

医-2

〈入院・横断的事項編③〉

## オンライン会議システム: 研修についても可能に

いわゆる「働き方改革」だけでなく新型コロナウイルス感染症対策の意味も含め、2022年度改定では多くの診療報酬に関するカンファレンス/会議についてオンラインによる方法(ビデオ通話が可能な機器を用いた方法)が容認されています。しかし、研修についてはオンラインによ

早期栄養介入管理加算	4	その1	医-31
早期栄養介入管理加算	1	その8	医-3
早期栄養介入管理加算	2	その12	医-1
術後疼痛管理チーム加算	2	その1	医-26
術後疼痛管理チーム加算	1	その3	医-1
術後疼痛管理チーム加算	2	その7	医-1
術後疼痛管理チーム加算	1	その8	医-2
重症患者搬送加算	5	その1	医-47
重症患者対応体制強化加算	11	その1	医-32
重症患者初期支援充実加算	3	その1	医-23
周術期薬剤管理加算	2	その1	医-65
周術期栄養管理実施加算	10	その1	医-60
周術期栄養管理実施加算	1	その8	医-4
救命救急入院料、特定集中治療室管理料、 小児特定集中治療室管理料、新生児特定 集中治療室管理料、総合周産期特定集中 治療室管理料	1	その1	医-28
救命救急入院料、特定集中治療室管理料	1	その1	医-27
救命救急入院料、特定集中治療室管理料	1	その6	医-2
救命救急入院料	1	その1	医-28
急性期充実体制加算	11	その1	医-16
急性期充実体制加算	1	その10	医-2
看護補助体制充実加算	2	その1	医-15
看護補助体制充実加算	1	その7	医-2
看護補助体制充実加算	1	その8	医-3
回復期リハビリテーション病棟入院料、特定 機能病院リハビリテーション病棟入院料	2	その7	医-4
回復期リハビリテーション病棟入院料	1	その1	医-35
回復期リハビリテーション病棟入院料	1	その8	医-2

横断的事項 (オンライン会議システムや e-learning形式等を活用)	1	その1	医-67
横断的事項(カンファレンス等の実施)	1	その1	医-66
診療報酬明細書関連について(DPC)	12	その1	DPC-30
令和4年度改定に係る経過措置について(DPC)	5	その1	DPC-29
診療報酬の調整について(DPC)	10	その1	DPC-27
データ提出加算について(DPC)	2	その1	DPC-26
対診・他医療機関受診の取扱いについて(DPC)	9	その1	DPC-24
退院時処方の取扱いについて(DPC)	8	その1	DPC-22
同一傷病での再入院の取扱いについて(DPC)	9	その1	DPC-20
入院日Ⅲを超えて化学療法が実施された場合の取扱いについて(DPC)	4	その1	DPC-19
特定入院料の取扱いについて(DPC)	6	その1	DPC-18
診断群分類点数表等により算定される診療 報酬について(DPC)	29	その1	DPC-14
医療機関別係数について(DPC)	10	その1	DPC-12
診療報酬の算定について(DPC)	6	その1	DPC-11
診断群分類区分の適用の考え方について(DPC)	41	その1	DPC-3
DPC対象患者について	16	その1	DPC-1
DPC対象病院の基準について	1	その1	DPC-1
依存症入院医療管理加算	1	その1	医-21
医師事務作業補助体制加算	1	その14	医-1
医師事務作業補助体制加算	3	その1	医-20
一般病棟用の重症度、医療・看護必要度	1	その12	医-1
一般病棟用の重症度、医療・看護必要度	2	その7	医-3
一般病棟用の重症度、医療・看護必要度	4	その1	医-12

\*1:多くの医療機関が関わることになるQ&Aを選択・掲載

\* 2 : 各資料の事務連絡の日付は「その1」が令和4年3月31日、「その3」が4月11日、「その4」が4月13日、「その6」が4月21日、「その7」が4月28日、「その8」が5月13日、「その10」が6月1日、「その12」が6月7日、「その14」が6月22日

\*3:ページが複数にわたる場合は最初のページを記載

太字=本記事で取り上げたもの

る方法が可能なのか必ずしも明確で はありませんでした。

これについて、「その1」のQ& Aでは、横断的事項として「オンラ イン会議システムやe-learning形式 等を活用し、研修を実施することは 可能か」との質問に対し、「可能」 と回答したうえで、オンライン会議 システムを活用して研修を実施する 場合の留意点として以下の例を挙げ ています。

- ○出席状況の確認 (例)
- 受講生は原則として、カメラをオ ンにし、講義中、事務局がランダ ムな時間でスクリーンショットを

実施し、出席状況を確認すること。

- 講義中、講師等がランダムにキー ワードを表示し、受講生に研修終 了後等にキーワードを事務局に提 出させること。
- ○双方向コミュニケーション・演習 方法 (例)
- 受講生からの質問等については、 チャットシステムや音声発信を活 用すること。
- ブレイクアウトルーム機能を活用 してグループごとに演習を実施 後、全体の場に戻って受講生に検 討内容を発表させること。
- ○理解度の確認 (例)

• 確認テストを実施し、課題を提出 させること。

## 今後も発出が見込まれる 疑義解釈資料に注目を

2020年度診療報酬改定では、新型 コロナウイルス感染症関連のQ&A を含む疑義解釈資料の事務連絡が頻 繁に行われ、次期改定までの2年間 で、その数は100回を超えました。 2022年度改定においても、同様の傾 向が表れています。それだけに、今 後も疑義解釈資料の事務連絡に注目 する必要があるでしょう。